

平成 23 年度統計法施行状況に関する 審議結果報告書

平成 24 年 9 月 25 日
統 計 委 員 会

はじめに

政府は、「統計法（平成 19 年法律第 53 号）」（以下「法」という。）第 4 条の規定により「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされており、平成 21 年 3 月 13 日、統計分野における初の 5か年計画とも言える基本計画が閣議決定された。この基本計画には、公的統計の整備に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策など、様々な取組事項が盛り込まれ、担当府省による取組が進められている。

また、法第 55 条第 2 項の規定により、毎年度、総務大臣は、統計委員会に対して法の施行状況を報告することとされており、統計委員会においては、この報告を踏まえて審議を行い、法の施行状況の確認及び基本計画の着実な推進を図っている。

本報告書は、本年 6 月に計画期間の 3 年度目（中間年）に当たる「平成 23 年度統計法施行状況報告」を受けた後、法施行状況について、基本計画部会及びその下に設置された 3 つのワーキンググループで審議した結果を統計委員会として取りまとめたものである。特に、平成 23 年度における東日本大震災に対する対応についても審議したことから、その結果についても述べている。

この報告書は、「本編」及び「資料編」の 2 編構成となっている。「本編」は、統計委員会における検討の経緯、検討結果やそれらを踏まえた次期基本計画に向けた統計委員会としての考え方などを記載している。また、「資料編」は、「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議の進め方について（平成 24 年 6 月 14 日基本計画部会決定）」、「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議における重点的な審議課題（平成 24 年 6 月 27 日基本計画部会決定）」等を添付している。

平成 23 年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について（概要）

平成 24 年 9 月 25 日
統 計 委 員 会

審議の概要

- 統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策等に関する各府省の取組状況を含め、統計法の施行状況についての総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議。審議結果を取りまとめて、公表することにより、基本計画等の推進に寄与。
- 審議対象が現行基本計画の計画期間の中間年における取組であることを踏まえ、次期基本計画の策定に向けた検討のための基礎資料を得ることも視野に入れつつ、重点的な審議課題を中心に審議。併せて、東日本大震災に係る統計データの提供等の措置状況についても審議。
- また、今回は、上記報告に初めて盛り込まれた基本計画の取組状況に関する各府省による自己評価の妥当性について、「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項を中心に精査。

審議結果のポイント

- 基本計画に盛り込まれた事項について、各府省は真摯に取り組んでおり、総じて成果を上げつつあると評価。
- その一方で、各府省が「実施済」又は「実施困難」と自己評価した事項の中には、今後も継続的な取組が必要と考えられる事項もあることから、今後の方向性を可能な限り具体的に示し、関係府省の更なる取組・努力を要請。
- また、統計委員会として、中長期的な視点に立って取り組むべき課題などを展望し、「今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」に取りまとめ。
- 特に、以下のようない府省横断的な重要事項については、関係府省が協力して推進することが必要であると考えられることから、政府一体となった取組を期待。
 - 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
 - ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
 - 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の充実
 - 「政府統一ロゴタイプ」の定着・普及を通じた統計に対する国民・企業等の理解促進
 - 行政記録情報の利活用
 - e-Statの利便性の向上及び二次的利用の促進
 - 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応の整理等
- 統計委員会としては、この報告書に具体的に指摘した事項等について、次期基本計画も視野に入れた各府省の今後の取組と成果を注視するとともに、各府省の取組状況を踏まえ、国民の求める統計の一層の発展のため、次期基本計画の策定に資するべく、その役割を果たしていく所存。

— 目 次 —

【本 編】

I 検討の経緯等	1
1 検討の経緯	1
2 今回の法施行状況報告の特徴	1
3 審議の進め方	2
4 審議経過	3
II 各ワーキンググループの検討結果	4
(I) 第1ワーキンググループ関係	4
1 審議方法等	4
2 審議経過	5
3 審議結果	6
(II) 第2ワーキンググループ関係	20
1 審議方法等	20
2 審議経過	21
3 審議結果	22
(III) 第3ワーキンググループ関係	30
1 審議方法等	30
2 審議経過	31
3 審議結果	32
III まとめ	44
1 統計委員会における検討結果	44
2 次期基本計画に向けて	45

【資料編】

(資料1) 平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について (平成24年6月14日 基本計画部会決定)	47
(資料2) 平成23年度統計法施行状況に関する審議における重点的な 審議課題 (平成24年6月27日 基本計画部会決定)	55
(資料3) 各府省が「実施済」と自己評価した事項に対する統計委員会 としての評価	68
(資料4) 統計委員会委員名簿 (基本計画部会委員名簿)	80
(参考1) 平成23年度 統計法施行状況報告 (平成24年6月14日総務省) < http://www.stat.go.jp/index/seido/shoukoku.htm >	
(参考2) 各ワーキンググループの審議状況 < http://www5.cao.go.jp/statistics/2012wg/2012wg.html >	

【本編】

I 検討の経緯等

1 検討の経緯

総務大臣は、統計法（以下「法」という。）第55条第2項に基づき、毎年度、法の施行状況に関する行政機関の長等からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。平成23年度の法の施行状況については、平成24年6月14日に開催された統計委員会において、総務大臣（政策統括官（統計基準担当））から報告された。

当委員会では、統計行政の着実かつ計画的な推進を図る観点から、その報告内容について審議し、報告書を取りまとめることとしたものである。

2 今回の法施行状況報告の特徴

総務大臣による平成23年度の法施行状況報告では、平成21年度を初年度とするおおむね5年間を計画期間とする現行の基本計画の中間年に当たることから、過去2回の報告において提示された基本計画に掲げる個別の施策ごとの検討状況又は進捗状況に加え、個別施策について下表のとおり、担当府省が「実施済」、「実施困難」、「検討中」などの自己評価や今後の見通し等を記載している。

表 自己評価の類型

実施済	平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの
実施予定 ①	平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済となることが見込まれるもの
実施予定 ②	現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの
実施困難	検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの
検討中	実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの
継続実施	「平成○年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

3 審議の進め方

今般の審議については、「平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方にについて」(平成24年6月14日基本計画部会決定。資料1参照)に沿って審議した。

具体的には、所管する基本計画部会の下に、次に掲げる3つのワーキンググループを設置し、部会長を除く全委員がいずれかのワーキンググループのコアメンバーとして参加するとともに、関心のある委員は他のワーキンググループにも参加できることとして、分野別に掘り下げた審議を行うこととした。

表 ワーキンググループ（WG）別の審議体制

WG	審議分野	構成員（コアメンバー）
第1 WG	経済統計（国民経済計算、経済構造統計等）	川本委員、西郷委員、中村委員、◎深尾委員
第2 WG	人口・社会統計（国勢統計等）	安部委員、北村委員、白波瀬委員、◎津谷委員
第3 WG	共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等）	縣委員、竹原委員、椿委員、◎廣松委員

(注) 構成員の欄の「◎」は座長。

また、ワーキンググループにおいては、時間的な制約がある中で効率的な審議を行う観点から、これまでの審議結果報告書に盛り込まれた重要検討事項などを参考しつつ基本計画部会において選定した下表の「重点的な審議課題」(平成24年6月27日基本計画部会決定)を中心に審議するとともに、前述2の今回の法施行状況報告の特徴を踏まえ、可能な限り担当府省による自己評価の妥当性についても精査した。特に、「実施済」又は「実施困難」と自己評価された事項については、担当府省からのヒアリング等を通じた事実確認を行った上、施策の趣旨・目的等も踏まえた妥当性についての検討を行い、ワーキンググループとしての報告を取りまとめることとした。

表 ワーキンググループ（WG）別の重点的な審議課題

重点的な審議課題	担当WG
1-(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	第1WG
1-(2) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用	
1-(3) 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 ①経済統計の整理・再編 ②グローバル化の進展に対応した統計の整備 ③経済活動における生産性の計測	
2-(1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 2-(2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 2-(3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）	第2WG

3-(1) 統計データの有効活用の推進 3-(2) 効率的な統計作成—行政記録情報等の活用— 3-(3) 統計の評価を通じた見直し・効率化—「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上— 3-(4) 緊急ニーズへの対応—東日本大震災を教訓とする大規模災害における統計の役割・対応—	第3WG
---	------

(注) 詳細については、資料2参照。

さらに、ワーキンググループにおける審議では、外部有識者による意見や、最近の統計行政を取り巻く状況の変化等も参考にしつつ、中長期的な視点に立って取り組むべき基本計画の課題などを、個別項目ごとに「今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」として取りまとめた。

このワーキンググループの審議結果を踏まえ、全委員を構成員とする基本計画部会において、改めて全体について審議し、最終的に委員会として、審議結果報告書を決定した。

4 審議経過

今回の審議経過は、以下のとおりである。

平成24年

- 6月14日 総務大臣から統計委員会に対し、「平成23年度 統計法施行状況報告」を提出（第56回統計委員会）。引き続き開催された第32回基本計画部会において審議の進め方を決定
- 6月27日 第33回基本計画部会において重点的な審議課題を決定
- 6月～8月 各ワーキンググループで審議（審議経過の詳細は、後述II-（I）-2、II-（II）-2及びII-（III）-2を参照）
(第34回基本計画部会（7月23日）に中間報告)
- 8月29日 各ワーキンググループの審議結果を第35回基本計画部会に報告
- 9月6日 第36回基本計画部会において、平成23年度法施行状況に関する審議結果を取りまとめ
- 9月25日 第57回統計委員会において平成23年度法施行状況に関する審議結果を決定。委員会終了後、当該審議結果を公表

II 各ワーキンググループの検討結果

(I) 第1ワーキンググループ関係

1 審議方法等

(1) 「平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」(平成24年6月14日基本計画部会決定)を踏まえつつ、重点的な審議課題を中心に審議した。第1ワーキンググループの重点的な審議課題は以下のとおりである(重点的な審議課題の詳細は資料2を参照)。

- ① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ③ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題
 - i) 経済統計の整理・再編
 - ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備
 - iii) 経済活動における生産性の計測

(2) なお、「平成23年度 統計法施行状況報告」には、項目ごとに担当府省の自己評価が付されているが、当該評価の結果が「実施済」又は「実施困難」とされたものを中心にその妥当性について精査した。

(3) また、「③ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」のうち、「ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備」及び「iii) 経済活動における生産性の計測」に関し、外部の学識経験者へのヒアリングを実施した。

2 審議経過

	日時	審議事項	出席委員
第 1 回	平成 24 年 6 月 29 日 (金) 15 : 30~18 : 11	(1) 第 1 ワーキンググループの具体的な審議方法等について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i)グローバル化の進展に対応した統計の整備【財務省、経済産業省】 ※外部有識者ヒアリング（「第 2 のアンバンドリング」と統計：木村福成（慶應義塾大学経済学部教授）） ②国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】	<u>深尾委員(座長)</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u>
第 2 回	平成 24 年 7 月 4 日 (水) 12 : 55~14 : 59	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題 i)経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】 ii)経済活動における生産性の計測【内閣府】 ※外部有識者ヒアリング（生産性向上とその源泉の把握：長岡貞男（一橋大学イノベーション研究センター教授）） ②その他（将来の基幹統計化等）【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等】	<u>深尾委員(座長)</u> <u>川本委員</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u> <u>廣松委員</u>
第 3 回	平成 24 年 8 月 13 日 (月) 12 : 59~15 : 55	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（補足）【内閣府等】 ②ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用【総務省等】 ③その他（環境統計の段階的整備、観光統計の整備等）【環境省、資源エネルギー庁、観光庁、総務省】 (2) 第 1 ワーキンググループの審議結果の取りまとめについて①	<u>深尾委員(座長)</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u> <u>廣松委員</u>
第 4 回	平成 24 年 8 月 27 日 (月) 14 : 59~16 : 00	(1) 第 1 ワーキンググループの審議結果の取りまとめについて②	<u>深尾委員(座長)</u> <u>西郷委員</u> <u>中村委員</u> <u>廣松委員</u>

(注) 「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第 1 ワーキンググループのコアメンバー。

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【内閣府等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

○ 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関し内閣総理大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

(i) 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。工程表には、基本計画に定められた諸課題との関係を明記し、課題達成に着実に取り組む。また工程表には推計の基となる一次統計に関する包括的な課題の提示を含むこととする。なお、内閣府は一次統計の課題への対応促進のため、当該府省等との連携を強化する。

(ii) 推計方法の抜本的見直しや、新しいシステムの構築等を促進するため、高い知見を有する研究者、中核的職員、出向者等で構成される責任体制の明確なプロジェクトチームで対応することとする。

- これを受け、内閣府は、「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」(平成 23 年 3 月 31 日内閣府経済社会総合研究所。以下「基本的考え方」という)を定め、現行の第Ⅰ期基本計画期間終了後の期間も視野に入れた「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」(以下「工程表」という)を策定するとともに、責任体制の明確なプロジェクトチームを編成し、工程表に掲げる施策を推進している。
- 基本計画別表に掲げられている関係する課題は 45 項目である。このうち、41 項目については、基本的考え方及びそこに掲げる工程表等に沿って、内閣府が関係府省の協力を得ながら施策を実施している。担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-1 のとおりである。

表 3-(1)-1 国民経済計算関係の自己評価の状況

	実施済	実施予定①	実施予定②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	23<7>	(2) 0	0	1	(5) 15	2	(7) 41
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	25<8>	(2) 1	0	1	(6) 16	2	(8) 45

(注) 1. 「実施済」の欄の<>数は一部実施済のもので内数。

2. 「実施済」以外の欄 () 数は一部該当するもので外数。

3. 工程表の整理番号【5】(○自社開発ソフトウェア、○育成資産) は、法施行状況報告では、2 項目とカウントされているため、そのベースで整理す

ると以下のようになる（※の欄が変わることろ）。

	実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
工程表関係	※24<7>	(2)0	0	1	(5) 15	2	※(7)42
その他	2<1>	1	0	0	(1) 1	0	(1) 4
合計	※26<8>	(2)1	0	1	(6) 16	2	※(8)46

（参考）工程表について

工程表は、国民経済計算関係の41の項目を相互に関連する一定のまとまり（課題群）に分類・整理したうえで、各々の具体的な検討スケジュールを明示している。課題群の内訳は以下に掲げるとおりである（課題群ごとの平成23年度（2011年度）の対応状況については第1回会合の資料5-3参照）。

【工程表の課題群】

- （新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に）直接的に関係する課題群
 - A) コモ法、デフレータ等の現行推計の見直し
 - B) 経済センサス-活動調査に適合した年次推計の確立
 - C) 三面推計の実現による精度向上
 - D) 供給・使用表の導入による精度向上
 - E) 93SNAの未対応事項や、2008SNAへの対応
- 検討結果が間接的に反映される課題群
 - a) 情報システムの改善
 - b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等
 - c) 四半期推計の諸課題
 - d) 一次統計等との連携
 - e) 財政統計の整備
 - f) ストック統計の整備

- また、基本的考え方には、国民経済計算における一次統計等（基礎統計）の課題が包括的に整理されているが、第1回会合において、これらの課題に関する今後の進め方が報告されている（表3-(1)-2参照）。
- なお、工程表の課題群の1つである2008SNAへの対応のうち、特にGDPに大きな影響を与える項目や主要先進国が導入を図ろうとしている項目については、我が国の国民経済計算の国際比較可能性を確保する観点からも、早期に導入を図っていくことが極めて重要であると内閣府は認識しており、優先順位を高めて検討している。作業の手順については、実推計作業に約2年を要することから、平成26年度（2014年度）を目途に統計委員会に諮問することも視野に入れて検討を進めている。

表 3-(1)-2 SNA 推計上の基礎統計の課題及び今後の進め方

	アジェンダ	SNA 推計上の基礎統計の課題	今後の進め方
(i)	より詳細な 経理項目の 把握に資す る基礎統計 の整備	「第三次産業の業種について、既存の基礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、毎年把握できるようにすること」が課題。	サービス産業動向調査を所管する総務省に「営業費用等の把握」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
(ii)	流通在庫な ど在庫推計 のための基 礎統計の整 備	基礎統計において品目分類の細分化がなされることが SNA 推計上の課題。 (当該基礎統計における調査客体の負担増等に留意する必要がある)	商業動態統計を所管する経済産業省に「調査品目の細分化」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
(iii)	コモ法にお ける商品別 配分比率の 推計のため の基礎統計 の整備	「毎年、商品ごとに中間消費、家計消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されているのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題。 (しかしながら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な状況)	産業連関表で今回初めて実施される産出先調査の動向も注視して、SNA の観点から見た商品分類の在り方も含めて検討を行っていく。
(iv)	個人企業の 活動把握な どに資する 基礎統計の 整備	個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」が課題。	個人企業経済調査を所管する総務省に「対象業種の拡大」や「サンプル数の増加」に向けた検討を行うよう打診し、協議を行っていく。
(v)	企業統計を 事業所単位 に変換する コンバータ の在り方	アメリカで用いられているコンバータが SNA 統計の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があれば別途独自の変換手法を開発することが課題。 (基礎統計の課題より、むしろ SNA 推計手法の課題)	我が国の SNA 統計として利用できるコンバータの構築に向けた検討を引き続き実施していく
(vi)	労働生産性 及び全要素 生産性指標 の整備	個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕捉する基礎統計の整備が課題。 (しかしながら、個人事業主等の実態は捕捉が困難。)	基礎統計による「仕事ベース」の労働時間の捕捉は困難であるため、労働時間の SNA 推計の改善に向けた検討を引き続き実施していく。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

(a) 施策全般

- 平成 17 年(2005 年)基準改定において、FISIM の本系列への移行や 93SNA に準拠(一部は 2008SNA にも準拠)して公的部門分類の改定をするなど、おむね工程表に沿った措置が講じられているものと評価できる。
- また、基礎統計(一次統計等)の課題について、今後の進め方を明らかにしたことも評価できる。

○ 一方で、例えば、基礎統計の関係では、平成 28 年（2016 年）に実施予定の経済センサス - 活動調査を、平成 24 年（2012 年）2 月の調査の経験を踏まえつつ、適切な時期に実施し、それに合わせた国民経済計算の年次推計方法を確立するという課題が見られる（なお、経済センサス - 活動調査は、他の事項（経済統計の整理・再編等）の検討においても重要な役割を果たすものであり、その点を十分に認識した対応が望まれる）。また、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成のように、基礎統計の制約等から推計が困難となっている重要な課題も見られる。

（b）「実施困難」と自己評価された事項

○ 「実施困難」と自己評価されたものは以下に掲げる 1 項目である。

- ・公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく、「地方政府」分も含めた整備を検討する。【財務省、総務省、内閣府】

○ 公共事業予算の執行状況に関する統計（発注側データ）については、四半期推計（QE）において利用することを想定していたが、前者は「現金主義ベース」で計上しているのに対し、後者は「発生主義ベース」で計上している。このため、四半期推計（QE）において公共事業予算の執行状況に関する統計を利用するためには、「現金主義ベース」のデータを「発生主義ベース」に変換する必要があるが、変換に必要な情報（コンバータ）は存在しない。

○ 公共事業の実績については、国土交通省が受注側データとして、「建設総合統計」を毎月公表しており、これが「発生主義ベース」であることから、内閣府としては、引き続き、この受注側データで四半期推計（QE）を実施することが適切であると考えており、公共事業予算の執行状況に関する統計を利用することは考えていない。

○ 以上のとおり、本件（公共事業予算の執行状況に関する統計）については、そもそも内閣府が利用できる形（発生主義ベース）のデータではないことから、「実施困難」ということで処理をしても、特段の問題は生じないと評価する。

（c）「実施済」と自己評価された事項について

○ 「実施済」（実施済（一部）を含む）と自己評価されたものは 25（26）項目^{（注）}である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは 15（16）項目である（該当するもののリストは資料 3 の「1. 第 1 ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）」参照）。なお、それ以外の項目の中には、以下のとおり、更に講すべき措置があると考えられる事例があつ

た。

(注) 法施行状況報告ベースでカウントすると（ ）内の数となる。

<事例1>

- ・前掲の表3-(1)-2の「アジェンダ」の欄に掲げる6つの事項は、基本計画別表の「ウ 年次推計に関する諸課題」の中に掲げられているもの（工程表の整理番号【17】の項目）でもあるが、内閣府はこれらに関する課題などについて具体的な結論を得ることをもって「実施済」と自己評価している。
- ・このような事例については、設定された課題の趣旨にもよるもの、基本的には課題の具体化にとどまらず、課題を解決するための取組も重要であると考えられるため、引き続き、そのための措置を講ずる必要があると考えられる。なお、内閣府は、「今後の進め方」として、課題の解決に向けた取組の方針を明らかにしており、その取組を円滑・確実に進めるためには関係府省の協力が不可欠である。

<事例2>

- ・長期時系列計数の提供等について、内閣府は平成17年（2005年）基準改定時（平成23年12月～24年1月）に、支出系列（QE公表系列）については平成6年（1994年）に、他の系列については平成13年（2001年）に遡って改定を実施している。
- ・平成17年（2005年）基準改定については、多くの統計利用者が遡及の範囲の拡張を要望しており、より長期の遡及改定を早期に実施する必要があると考えられる。また、経済活動分類の平成17年（2005年）における断層への対応、固定資本推計のより長期の遡及などについても課題として残っている。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第Ⅰ期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。
- また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。

② ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
【総務省等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計委員会は平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、「ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築と利活用」に関し総務大臣に意見を提示した。そのポイントは以下のとおりである。

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

- これを受けて、総務省は、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成 23 年 3 月 25 日総務大臣決定。以下「整備方針」という）を総務大臣決定し、各府省に通知した。
- 総務省は、整備方針に基づき、以下に掲げる取組を実施した。
- ・ビジネスレジスターシステムの基本的な開発
 - ・労働保険情報の受領・試験照会の実施
 - ・運用管理規程（案）を作成し各府省合意
 - ・当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施

- 担当府省の自己評価の状況は表 3-(1)-3 のとおり。

表 3-(1)-3 ビジネスレジスター関係の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4	5	0	0	1	0	10

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

(a) 施策全般

- 整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進めている点については評価できる。

- また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして評価できる。

(b) 「実施済」と自己評価された課題

- 「実施済」と自己評価されたものは4項目である。このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは2項目である（該当するもののリストは資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）」参照）。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 総務省は、平成25年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要がある。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な協力が必要である。

(i) より正確な母集団情報の整備

- ・行政記録情報の持つ特性や制約等に留意しながら、企業組織の的確な確認等を効率的・効果的に実施。

(ii) 各統計調査における共通事業所・企業コードの保持

- ・各府省の統計調査結果における共通事業所・企業コードの保持を推進するため、その保持状況を把握。
- ・共通事業所・企業コードが保持されていない統計調査結果については、今後の統計調査において保持されるよう、所管する府省に必要な調整・サポートを実施。

(iii) ビジネスレジスター統計の作成・充実

- ・ビジネスレジスターの記録情報を活用した統計として、どのような集計が可能かについて検討。

③ 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題

i) 経済統計の整理・再編【総務省、経済産業省】

サービス活動に関する統計の整備

(ア) 施策の進捗状況報告等

- サービス産業動向調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等の政府決定を踏まえ、平成20年7月から調査を開始し、平成21年12月から調査結果を公表している。
- サービス産業動向調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を概括的に把握する月次又は年次の統計として位置付けられる。

- 基本計画では「調査開始（平成 20 年 7 月から）以降 3 年程度かけて、調査方法の検討、欠測値補完方法等の検討を行った上で基幹統計化について結論を得る。」とされており、これを受けた総務省（統計局）は調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成 25 年 1 月以降の調査について、以下のような見直しを行い、基幹統計化については見直し後の調査の状況を踏まえて判断している。

<主な見直し内容>

- ・ 市場動向や地域の状況を的確に把握するため、調査事項は、月次調査として「需要の動向」を、年次調査として「都道府県別事業活動別年間売上高」等を追加する。
- ・ 大企業の負担の軽減や企業全体をまとめて対象として精度向上を図るため、調査単位を事業所のみから事業所及び企業とする。
- ・ 統計の充実を図りつつ効率性に配慮し、調査方法について調査員調査を止め、郵送調査を基本とし、必要に応じ直接回収する。
- ・ 地域の状況把握の精度を確保するため、年 1 回調査客体数を増加させた調査を行う。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- サービス産業動向調査について、基本計画に沿って欠測値等の補完方法の検討を行ったこと、また、動態統計としての精度向上のための取組及び年次統計作成のための月次調査の拡大等が行われている点については評価できる。
- しかし、基幹統計化するに当たっては今後、サービス活動の構造面の把握、当調査の結果の迅速性、利活用等に配慮することが不可欠であると思われる。
- また、本調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握し、QE などの各種経済指標の推計精度の向上に資することを目的として、平成 20 年から調査を実施し、既に 2 年間程度の結果が蓄積されていることから、総務省（統計局）は、内閣府の具体的なニーズ等の提案を受けて、QE 推計に使用可能とするための検討に着手する必要がある。
- なお、当調査と類似する調査として、特定サービス産業動態統計調査及び特定サービス産業実態調査があり、これら調査の調査対象の重複等については、サービス産業動向調査を中心に、データの移送等及び調査対象の重複排除措置等の対応が図られており、現時点では特段の問題は生じていないことからおおむね評価できる。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向で更に検討すべきか、第3次産業活動指標等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要がある。
- また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整理が必要である。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

企業活動に関する統計の整備

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 総務省（情報通信国際戦略局）は、経済産業省と連携して、通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査の調査事項を一部取り入れることなどによって同調査と連携し、経済産業省との新たな共管調査である情報通信業基本調査として、平成22年度から実施している。
- 企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについては、現時点では進展は見られず、引き続き検討がされている。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 情報通信業基本調査と経済産業省企業活動基本調査については、情報通信業に属する企業に共通する調査事項と業種に応じた固有事項の設定等により、調査の一元化に向けた1つの成果が達成されており、この点では「実施済（一部）」との判断は妥当である。
- しかし、企業活動基本統計（仮称）の下、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについて進展しないのは、前者はいわゆる大企業を中心とした調査、後者は大企業に限らず中小企業を含めた調査となっていること等に起因しているとも考えられるが、引き続き検討が必要である。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 今後、経済活動を把握する際には、把握単位としての企業及び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成25年中頃に公表が予定される平成24年経済センサス・活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の再

編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましい。

- なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要がある。

(参考1) サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況は表3-(1)-4のとおりである。「実施済」(実施済(一部)を含む)は4事項であり、このうち特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である(該当するもののリストは資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野(抜粋)」参照)。

表3-(1)-4 サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
4<2>	0	1	0	(2)2	0	7

(注)「実施済」欄の<>数は一部実施済のもので内数。「検討中」の欄の()数は、一部検討中のもので外数。

(参考2) サービス活動に関しては、その生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究の結果が取りまとめられている(第3回会合の資料5参照)。なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を促進するため、総務省(政策統括官)は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供する必要がある。

ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備(事業所・企業)【財務省、経済産業省】

貿易統計関係【財務省】

(ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 貿易統計関係の項目(ポイント)は以下のとおりである。
 - ・輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計の作成
 - ・輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工等)を貿易統計に反映
 - ・貿易統計の基幹統計化
- 担当府省である財務省は、いずれについても「実施困難」と自己評価しているが、これについて精査した結果は表3-(1)-5のとおりである。

表 3-(1)-5 貿易統計関係の施策の精査結果

	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況 (ポイント)	第 1 ワーキンググループ の精査結果 (ポイント)
等)と関連付けた新たな統計の企業特性(外資比率)を当該企業の企業特性(外資比率)	➢ 経済センサス - 基礎調査に基づく企業の母集団情報については、提供時期を近々に見込むことができないことから、本検討への活用は当面困難な状況。	● ビジネスレジスターは平成 25 年 1 月より正式運用開始となっていることから、その後であれば検討可能。
	➢ 輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏えいや企業活動にマイナスの影響が及ぶおそれがある。	● 貿易統計に限らず、公的統計の作成に当たっては、個別企業の情報が漏えいしないよう、集計表の個々のセルの企業数を 3 以上にするなどの秘匿措置を講じている。
	➢ 個別企業ごとの申告情報を分類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況。	● 輸出入行動を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。
貿易統計に反映(委託加工など)を	➢ 「貿易統計の改善に向けたアンケート」(平成 22 年 2 月 15 日～3 月 31 日実施) などからは委託加工等に関する情報についてはニーズを確認できていない。 ➢ 公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応に係る緊急性は高くないことから、当該情報の貿易統計への反映は時期尚早との結論を得た。	● 2008SNA では委託加工の推計が求められている。 ● 委託加工等を新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの節減になるのではないか。
貿易統計の基幹統計化	➢ 貿易統計は国際条約等に定められた計上方法に基づき作成されていること等から基幹統計化に馴染むものではない。 ➢ 統計作成の目的で申告項目の追加等の変更を行うことについては、申告手続が煩雑になるおそれがあり、輸出入申告者等からの理解を得ることが困難である。現時点における基幹統計化は時期尚早。	● 国際条約等に定められた計上方法に基づき作成される統計の中には、農林業センサスのように、基幹統計となっているものがある。 ● 申告者負担に配慮する必要があることについては理解。

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1 年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題(企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等)について具体的に検討する必要がある。

その他（海外事業活動基本調査関係【経済産業省】）

（ア）施策の進捗状況報告等

- 現行の基本計画においては、本文中に「海外現地法人の事業活動をより正確に把握する^(注)ため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る」と記述されているのみで、別表における記載はない。

（注）海外現地法人に関する代表的な統計調査として海外事業活動基本調査（一般統計調査）がある。

- 経済産業省においては、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図るため、以下の取組を実施している。

【毎年】

- （i）海外子会社、関連会社の所有状況について調査している経済産業省企業活動基本調査の結果により、海外現地法人を保有する国内企業を捕捉。
- （ii）民間情報（海外進出企業総覧（東洋経済新報社）など）による捕捉。

【5年ごと】

経済センサス - 基礎調査（及び前身の事業所・企業統計調査）による海外現地法人の捕捉。

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

- 経済センサス - 基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点については評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である。

iii) 経済活動における生産性の計測【内閣府】

（ア）施策の進捗状況報告等

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などは、基本計画に従って検討を行っている。ただし、労働生産性については、個人事業主等についての仕事ベースの労働時間を捕捉することが統計上もまた概念上も困難な状態にある。

（イ）施策の進捗状況等に対する評価

- 労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などについては、一定の検討が行われており、評価できる。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の1つである。労働生産性及び全要素生産性（関連で資本サービス）は2008SNAでも記載されたテーマでもあることから、これまで検討してきた課題について、引き続き、実施可能性も含めて検討を進める必要がある。

(2) その他の審議課題

① 環境統計【環境省、資源エネルギー庁等】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 気候変動に関する科学的分析、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、総合エネルギー統計の公表の早期化、エネルギー消費統計調査の基幹統計化、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-1のとおりである。

表3-(2)-1 「環境統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3<1>	0	1	0	4	1	9

(注)「実施済」の欄の<>数は、一部実施済のもので内数。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」(一部実施済のものを含む)と自己評価された3項目のうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは1項目である(該当するもののリストは資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野(抜粋)」参照)。
- 上記以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。

② 観光統計【観光庁】

(ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価

- 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、地方公共団体が採用可能な共通基準の策定等に取り組んでいる。自己評価の状況は表3-(2)-2のとおりである。「実施済」と自己評価されたものは3項目であり、いずれも特段の問題は見られず妥当なものと評価できる(資料3の「1. 第1ワーキンググループ審議担当分野(抜粋)」参照)。

表3-(2)-2 「観光統計」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
3	0	1	0	0	0	4

(③) その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）

(ア) 施策の進捗状況報告等

(i) 統合（共管）に向けて検討する基幹統計【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・薬事工業生産動態統計調査、牛乳乳製品統計、木材統計、経済産業省生産動態統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計調査[実施予定①]

(ii) 基幹統計から除外する統計【経済産業省】

- ・埋蔵鉱量統計[実施予定①]

(iii) 新たに基幹統計として整備する統計【産業連関表（基本表）作成府省庁、経済産業省】

- ・産業連関表（基本表）（加）[実施済]^(注)
- ・鉱工業指数（加）[実施済]^(注)

(注)（加）は加工統計を指す。

(iv) 将来の基幹統計化について検討する統計【農林水産省、経済産業省、国土交通省】

- ・食料品生産実態調査、油糧生産実績調査、米麦加工食品生産動態等統計調査[検討中]
- ・第3次産業活動指数（加）[検討中]
- ・産業連関表（延長表）（加）[検討中]
- ・法人建物調査[実施予定①]^(注)

(注) 法人土地基本統計（基幹統計）に統合する方向で検討が進められている。

表 3-(2)-3 「その他」の自己評価の状況

実施済	実施予定 ①	実施予定 ②	実施困難	検討中	継続実施	合計
2	3	0	0	3	0	8

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 「実施済」と自己評価された2項目については、いずれも基幹統計とするための手續が完了していることから、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。また、「実施済」以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要がある。

(II) 第2ワーキンググループ関係

1 審議方法等

(1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度において、重点的に審議を進めることとした課題は、以下の3点とした（重点的な審議課題の詳細は資料2を参照）。

- ① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
- ② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
- ③ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）

(2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たな統計整備の必要性や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、関連施策の進捗状況や今後の方向性に関する考え方等の明確化を行った。

(3) なお、平成23年度の統計法施行状況報告には、基本計画の「別表」に掲げられた各事項について、関係府省から自己評価を含む推進状況の報告内容が記載されている。その報告内容のうち、関係府省の自己評価が「実施困難」又は「実施済」とされている事項（人口・社会統計関連部分）に対しても、その自己評価の妥当性について、第2ワーキンググループとしての意見をまとめた。

2 審議経過

	日時	審議事項	出席委員
第 1 回	平成 24 年 6 月 29 日 (金) 13 : 00~15 : 01	(1) 第 2 ワーキンググループの検討の進め方について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備【総務省（統計局）、厚生労働省】 ②企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備【総務省（政策統括官室）、厚生労働省】	<u>津谷委員</u> （座長） <u>安部委員</u> <u>北村委員</u> <u>白波瀬委員</u> 中村委員 樋口委員
第 2 回	平成 24 年 7 月 6 日 (金) 15 : 00~17 : 05	(1) 第 2 ワーキンググループ第 1 回会合における確認事項について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備【総務省（統計局）】 ②教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備【文部科学省】 ③グローバル化の進展に対応した統計の整備【法務省】	<u>津谷委員</u> （座長） <u>安部委員</u> <u>北村委員</u> <u>白波瀬委員</u> 廣松委員
第 3 回	平成 24 年 7 月 13 日 (金) 15 : 00~17 : 16	(1) 第 2 ワーキンググループ第 1 回会合及び第 2 回会合において確認すべきとされた事項について ①雇用・労働関係統計調査における対象選定及び世帯統計調査における調査設計について【厚生労働省】 ②各種統計における雇用者に関する用語・概念等の整合性向上について【総務省（政策統括官室）】 ③厚生労働省の各種統計における労働者に関する用語・概念等の整理について【厚生労働省】 (2) 第 2 ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（重点的な審議課題関係）（素案）について	<u>津谷委員</u> （座長） <u>安部委員</u> <u>北村委員</u> <u>白波瀬委員</u> 樋口委員 廣松委員
第 4 回	平成 24 年 7 月 23 日 (月) 17:00~19 : 19	(1) 統計法施行状況報告の事項別推進状況における「実施済」の評価について (2) 第 2 ワーキンググループ審議結果報告に盛り込むことが望ましいと考えられる事項（素案修正版）について	<u>津谷委員</u> （座長） <u>安部委員</u> <u>白波瀬委員</u> 椿委員 樋口委員 廣松委員

注：「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第 2 ワーキンググループのコアメンバー。

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

- ① 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
 - i) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況【総務省、厚生労働省】
- (ア) 施策の進捗状況報告等
 - 労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成25年1月から調査を実施する予定である。
 - 平成24年就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更した。また、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この1年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設した。【総務省】
 - 雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である（平成24年度）。
 - 3つの縦断調査では、従来より就業、結婚、出産、子育て、介護等を把握している。なお、世代による違いの検証のため、21世紀出生児縦断調査については、平成22年度に新たな標本の追加を実施した。また、21世紀成年者縦断調査については、平成24年度に、新たな標本の追加を実施する予定である。【厚生労働省】

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 総務省及び厚生労働省が、就業と出産・育児や介護等との関係の分析の観点から、関係調査について具体的な改善措置を講じていると評価できる。
- 少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目については、調査目的や調査対象等が異なる各種統計調査の中で、それぞれ把握されている。しかしながら、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていない。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目数は着実に増加していることから、今後は、これらの調査結果を踏まえ、関係する各府省の統計調査における当該項目の全体像を整理した上で、改

めて、少子高齢化・ワークライフバランスについて、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある。

ii) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況【総務省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 基本計画においては、大規模標本調査における少子化関連事項の把握の重要性を指摘しており、これを踏まえ、就業構造基本調査において、非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更している。
- なお、結婚時期や子どもの数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難とされている。このため、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していたが、昭和 55 年に、「大規模な調査で全ての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯がある。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 大規模標本調査における少子化関連事項の把握については、平成 24 年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じていると評価できる。

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること【厚生労働省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 非正規雇用者の実情を継続的に把握するため、雇用構造調査において、客観的基準を踏まえた調査項目に基づき、平成 24 年度以降、毎年調査を実施する予定である。具体的には、雇用契約期間による区分（雇用期間の定めあり・なし）、労働時間による区分（一般労働者・短時間労働者）、契約形態（常用労働者・臨時労働者・派遣労働者）別の労働者数を把握するための調査事項の追加を検討中である。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 非正規雇用者の実情把握のための項目については、労働者の就業・雇用形態の区分として一般的に用いられている雇用契約期間、契約形態及び労働時間を勘案した区分別の労働者数を設定することとしており評価できる。
- ただし、非正規雇用者数の把握に用いることとしている雇用構造調査は、

毎年、調査内容を変更して実施しているものであり、これに伴い調査対象事業所数等が必ずしも毎年同一ではないため、非正規雇用者数の時系列比較が困難になる可能性がある。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要がある。また、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要がある。
- ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること【総務省】
- (ア) 施策の進捗状況報告等
- ILO の要請も踏まえ、年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たに「月末 1 週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加し、平成 25 年 1 月から実施する予定である。
 - 長時間労働者のより詳細な実態を明らかにするため、平成 24 年就業構造基本調査の中の「1 週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65 時間以上」を新たに「65～74 時間」及び「75 時間以上」に分割した。
- (イ) 施策の進捗状況等に対する評価
- 実労働時間の把握に当たり、年間総実労働時間の推計や長時間労働者の実態把握の観点から検討を行い、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っており、評価できる。
- iii) 同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の雇用形態転換だけでなく、同一企業内の雇用形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】
- (ア) 施策の進捗状況報告等
- 同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年 2 回実施、調査対象は約 15,000 事業所）において臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の数、また、労働経済動向調査（年 4 回実施、調査対象は約 5,800 事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 依然として、同一企業内の雇用形態の転換の実態については、既存の統計調査の中で把握されているとは言い難い。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義の常用労働者から常用名義の常用労働者に切り替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握できるものとはなっていない。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 関係府省は、同一企業内での雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性を含めて、検討する必要がある。

iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

(ア) 施策の進捗状況報告等及びその評価

- 雇用者の就業・雇用形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。
- 雇用・労働統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（調査対象や調査設計等）も異なっており、多様な観点から統計調査を行うことは有意義であるという意見がある。一方、統計間の比較可能性の観点から、同じフレームワークで実施することが望ましい複数の統計調査間において、調査目的や歴史的経緯等により、調査対象産業、調査対象事業所規模等が異なっていることがある。このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられる。

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業・雇用形態の区分に関する用語の概念・定義を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講ずる必要がある。

(i) 総務省（政策統括官室）は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。

- (ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。
- (iii) 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。
- (iv) 総務省（政策統括官室）は、上記(ii)及び(iii)の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力をを行うこと。

③ 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備

i) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況【総務省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 平成22年国勢調査において、東京都全域をモデル地域として、インターネット回答方式を導入した。
- 当該導入に関する総務省の検証においては、インターネット回答者に対するアンケート調査や地方公共団体との事後報告会等を実施し、その結果を踏まえ、世帯における負担感の減少、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上・審査の効率化が図られたと評価している。一方、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複回答、フィッシングサイト等への懸念などの課題も確認されている。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることは評価できる。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 平成27年国勢調査を効率的かつ円滑に実施するため、インターネット回答方式の推進によって発生する課題への的確な対応策を検討する観点から、現在、実施している平成27年国勢調査試験調査等を通じ、実施上の問題事例を多面的かつ定量的に把握・検証することが必要である。
- 国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること、また、平成22年国勢調査結果において不詳回答数が増加したこと等を勘案し、平成22年国勢調査の実施状況を改めて分析した上で、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組合せ、さらには郵送調査

及び調査員調査における完全密封方式の可否についても検討する必要がある。

- なお、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討していく必要がある。

ii) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性【総務省】

(ア) 施策の進捗状況報告等及びその評価

- 総務省においては、次回の平成27年国勢調査は、調査事項を限定した簡易調査の実施年ではあるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を調査する方向で検討中である。
- 現在検討中の調査項目追加等の実施は、東日本大震災後の地域別の人ロ移動状況等の把握を可能とするものと考えられることから、評価できる。

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 平成27年国勢調査において、「現在の住居における居住期間」等を調査することは、東日本大震災の影響把握の上では適当と考えられるものの、調査事項の増加は報告者負担にもつながること、震災による人口移動と震災以外の理由による人口移動とをどのようにして区別するのか等、調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有用性について、更に検討する必要がある。

(2) その他の審議課題

① 各府省が「実施困難」とする事項

i) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況【文部科学省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 平成23年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取した。
- その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」、「アレルギー疾患」、「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているが、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはないという意見が出されたこと、さらに学校現場における対応能力も踏まえると、現時点においては追加すべき項目としては考えにくく、対応は困難であるとの結論を得た。
- なお、調査項目の追加については、基本計画で指摘された項目のうち、「ア

「レルギー疾患」及び「生活習慣病」については、既に学校保健統計調査の調査項目とされ調査が実施されている。また、「心の健康」については、学校保健統計調査では調査項目とはされていないものの、財団法人日本学校保健会に委嘱し実施している代替調査（児童生徒の健康状態サーベイランス）において心の悩み等の実態が調査され一定程度の実態が把握されている状況である。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断される。
- また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用することについては、平成6年度まで全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断される。

ii) ライフコース全般を的確に捉える統計についての検討状況【文部科学省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確に捉える統計の実施は、以下のような状況から実現困難との結論を得た。
 - (i) 現在、文部科学省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、そのための予算を継続的に確保できる見込みが立たない。
 - (ii) 文部科学省としては、このライフコース全般を的確に捉えた統計の必要性については、その意義を認めるところであるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施する方が適切であり、かつ、現実的であるとの結論を得た。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- ライフコース全般を的確に捉える統計の作成については、それに必要なパネル調査に関し、予算上の制約や調査技術上の検討に時間を要すること等から早急な実施が難しいことはやむをえない。
- しかし、パネル調査については、既に厚生労働省等が実施しているものもあるので、こうした既存のパネル調査実施機関との協力・連携によりライフコース全般を捉える統計の作成を検討する余地はあるものと判断される。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

- 学識経験者による懇談会を設けて、今後 1 年程度の間に課題の整理を行い、他省庁、大学等既存のパネル調査実施機関との協力・連携も含め、調査手法、調査内容等を検討する必要がある。
- ② 各府省が「実施済」とする事項（資料3「2. 第2ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）」参照）
- 人口・社会統計関連分野については、各府省から「実施済」と報告された事項は、24 事項ある。そのうち、重点的な審議課題として審議されたものが、5 事項（資料3のNo. 64、65、66、96、97）あるため、残りの 19 項目について、各府省の自己評価の妥当性について審議を行った。
 - 審議の結果、12 事項（資料3のNo.41、67、69、72、74、95、98、105、108、111、180、185）については、各府省による「実施済」の自己評価を妥当と判断した。また、2 事項（資料3のNo.78、103）については、一部の担当府省による措置内容に対してのみ、「実施済」の自己評価を妥当と判断した。

(III) 第3ワーキンググループ関係

1 審議方法等

(1) 統計データの有効活用の推進等の共通・基盤的な事項のうち、過去2回の施行状況審議結果報告書に盛り込まれた重要検討事項や、中長期的視点に立って取り組むべき基本計画の課題などを考慮し、以下の4点を重点的な審議課題とした（重点的な審議課題の詳細は資料2を参照）。

- ① 統計データの有効活用の推進
- ② 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－
- ③ 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－
- ④ 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

また、その他の共通・基盤的な事項である「統計職員等の人材の育成・確保等」、「民間事業者の活用」、「統計基準の設定」についても、その取組状況を網羅的に審議した。

(2) 各課題については、関係府省等に対するヒアリング等を実施することにより、各府省における基本計画への取組状況や、昨年の施行状況審議結果報告書での指摘を踏まえた対応状況などを検証し、各施策の進捗状況に対する評価や今後の施策の方向性等についての考え方等の明確化を行った。

なお、平成23年度の統計法施行状況報告には、基本計画の別表に掲げられた各事項について、関係府省から自己評価を含む推進状況の報告内容が記載されている。その報告内容のうち、第3ワーキンググループの審議対象範囲において、担当府省が「実施困難」又は「実施済」と自己評価している事項に対しては、第3ワーキンググループとして、その自己評価の妥当性の確認・整理を行った。

(3) また、基本計画策定後の新たな動きとして、統計データの有効活用の推進に関しては、独立行政法人統計センターによる教育用擬似ミクロデータの作成・試行提供や、立教大学における二次的利用促進のための取組などについて、また、統計の品質保証の取組に関しては、日本品質管理学会における研究経過などについても、その取組状況を把握し、審議の参考とした。

2 審議経過

	日時	審議事項	出席委員
第 1 回	平成 24 年 6 月 29 日 (金) 10 : 00~12 : 02	(1) 第 3 ワーキンググループの検討の進め方について (2) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする 大規模災害時における統計の役割・対応－【総務 省（政策統括官室）、総務省（統計局）、文部科学 省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等】 ②統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品 質保証」の取組による有用性の確保・向上－【総 務省（政策統括官室）、総務省（統計局）、厚生労 働省、農林水産省、経済産業省等】	<u>廣松委員</u> (座 長) <u>縣委員</u> <u>竹原委員</u> <u>椿委員</u> 中村委員
第 2 回	平成 24 年 7 月 9 日 (月) 10 : 00~12 : 09	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）【総 務省（政策統括官室）等】 ②効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－【総 務省（政策統括官室）、国税庁、経済産業省、農林 水産省、国土交通省等】 ③その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の 育成・確保等）【総務省（政策統括官室）、内閣府、 総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、日本銀行等】	<u>廣松委員</u> (座 長) <u>縣委員</u> 安部委員 <u>椿委員</u> 中村委員
第 3 回	平成 24 年 7 月 25 日 (水) 15 : 00~17 : 17	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①その他の共通・基盤的事項（統計職員等の人材の 育成・確保等）【総務省（政策統括官室）、内閣府、 総務省（統計局）、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、日本銀行等】 ②統計データの有効活用の推進（二次的利用関係） 【総務省（政策統括官室）、独立行政法人統計セン ター、立教大学経済学部 菊地 進教授等】	<u>廣松委員</u> (座 長) <u>縣委員</u> 安部委員 北村委員 <u>竹原委員</u> <u>椿委員</u> 樋口委員
第 4 回	平成 24 年 8 月 8 日 (水) 15:00~17 : 02	(1) 重点的な審議課題等のヒアリング等 ①統計データの有効活用の推進（e-Stat 等）【総務省 （政策統括官室）、総務省（統計局）等】 ②その他の共通・基盤的事項（統計基準の設定等）【総 務省（政策統括官室）等】 (2) 担当府省が「実施済」と自己評価している事項に 関する審議結果の整理について (3) 第 3 ワーキンググループ審議結果報告に盛り込む ことが望ましいと考えられる事項について	<u>廣松委員</u> (座 長) <u>縣委員</u> <u>竹原委員</u> <u>椿委員</u>
第 5 回	平成 24 年 8 月 23 日 (木) 13:24~14:42	(1) 第 3 ワーキンググループの審議結果の取りまとめ について	<u>廣松委員</u> (座 長) <u>竹原委員</u> <u>椿委員</u>

注：「出席委員」欄のうち、下線のある委員が第 3 ワーキンググループのコアメンバー。

3 審議結果

(1) 重点的な審議課題

① 統計データの有効活用の推進

i) 二次的利用関係

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 法第33条第2号に基づき各府省が提供している調査票情報は、平成22年度の133件から平成23年度は148件に増加している。また、法第34条に基づき各府省がオーダーメード集計の対象としている統計調査は、平成22年度の20調査（87年次分）から平成23年度は23調査（119年次分）に増加する一方、提供件数は、平成22年度の12件から平成23年度は10件に減少している。さらに、法第35条・第36条に基づき各府省が匿名データの提供を行っている統計調査は、平成22年度の4調査（13年次分）から平成23年は6調査（34年次分）に増加する一方、提供件数は、平成22年度の38件から平成23年度は33件に減少している。
- このような状況の中、総務省では、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を設置・開催し、二次的利用に関する諸課題の検討を実施している。同研究会の平成23年度報告書では、二次的利用の推進に向け、平成24年度以降も、①政府統計の総合窓口（e-Stat）の充実、②二次的利用の対象となる統計調査の拡大、③オンサイト利用に関する仕組みの整備、④二次的利用についての周知の推進、⑤その他新たな技術的手法の検討を進めると整理している。
- なお、総務省では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成23年3月28日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、平成23年10月1日から施行している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 法第33条から第36条に基づく二次的利用の取組については、匿名データの提供を行っている統計調査は6調査にとどまっているものの、各府省が着実に対象調査・調査年次を拡大していることは評価できる。一方、その提供・利用実績は、伸び悩んでおり、統計の専門家の育成という観点からも、利用の増進を図ることが課題である。また、学術研究を目的とした民間の企業・団体等におけるオーダーメード集計・匿名データの利用実績は、利用実績全体の1割程度にとどまっており、一層の周知が必要である。
- このような状況の中、各府省等において、オーダーメード集計・匿名データ等を活用した研究実績として、研究事例の紹介が進められているほか、独立行政法人統計センターによる教育用擬似ミクロデータの作成・試行提供や、大学による公的統計の利用と二次的利用促進のための学習コンテンツ等の開発など、二次的利用の促進に向けた新たな取組も進められている

ところであり、これらの取組が進展し、効果を発揮することを期待したい。

- また、法第33条第2号による調査票情報の利用については、調査対象の識別可能性や情報漏えいのリスクへの対応として厳格な運用が求められている中で、オンサイト利用や、匿名データ・教育用擬似ミクロデータとの関係整理等も必要である。
- なお、本項目において、担当府省が「実施済」と自己評価している事項のうち、調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定に関しては、既に策定・施行済みとなっていることから、妥当と整理するものの、独立行政法人統計センターにおける各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制整備に関しては、二次的利用を促進する基盤であることから、「継続実施」が適当と整理する。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメード集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。
- このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメード集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメード集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。
- また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似ミクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。

ii) 政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用、統計に対する国民の理解の促進等

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 総務省を中心とした各府省では、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や、報告者の負担軽減・秘密の保護に留意した利便性の高い電子申告システムの整備等を図るため、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」や「政府統計オンライン調査総合窓口」等の機能を有する「政府統計共同利用システム」を構築し、平成20年度から運用を開始している。

- 政府統計のポータルサイトであるe-Statについては、平成23年度において5千万件を超えるアクセス件数がある一方で、検索の高速化や検索機能の向上等を求める意見も寄せられている。このため、政府統計共同利用システムを所管する総務省では、「政府統計共同利用システム更改方針」（平成22年1月29日 統計調査等業務最適化推進協議会幹事会決定）に基づき、平成25年1月から予定している次期システムの運用開始に合わせ、ユーザビリティに配慮した機能向上を図る計画である。
- また、統計に対する国民の理解の促進については、ホームページ等を通じた広報・啓発活動や統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策として、総務省を中心に「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ）を策定した。各府省では、この行動指針に基づき、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供を含め、ホームページの掲載内容等の改善や、所管の統計調査における非協力者への理解増進に努めているところである。さらに、総務省は、国民が安心して統計調査に回答できる環境整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を策定し、各府省の協力を得て、国の統計調査の調査票等における同ロゴタイプの使用を平成24年度から開始している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 最適化計画に基づき、「政府統計共同利用システム」を活用し、各府省が一体となったデータ共有・提供が推進されていることは評価できる。一方、e-Statの利便性向上の取組については、当面、次期システムの運用状況を注視することとする。
- また、国民・企業等への理解の促進については、各府省が一体となって、地道に取り組むことが重要である。特に、今回策定された「政府統一ロゴタイプ」の定着に向けて、関係府省においても大規模統計調査等に際して積極的な周知・広報に努めることが重要である。
- なお、ホームページ等を通じた広報・啓発活動や、非協力者に対する対応に関する具体的方策については、既に行動指針が策定されていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。また、残された事項については、来年度にその結果を確認することとする。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心とした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat

利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。

- また、各府省では、基幹統計を中心に、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供にも努めているが、ニーズやコストにも留意しつつ、引き続き取組を推進することが必要である。なお、総務省は、統計分野におけるデータ交換の効率化等を図る観点から、国際機関等におけるデータ収集等の実情や動向について、今後とも注視することが必要である。

② 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）は、平成22年度の109件から平成23年度は115件に増加している。また、行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査についても、平成22年の30件から平成23年は36件に増加している。
- 一方、当ワーキンググループが担当した行政記録情報等が具体的に特定されている事項の進捗状況を精査した結果は、以下のとおりである。

(a) オーダーメード集計による税務データの活用

- 税務データと統計調査の定義概念の相違、税務データの電子化の状況等から、オーダーメード集計による経済統計への活用は困難と自己評価している。ただし、新たなニーズを含め今後の活用を否定するものではなく、①必要とされるデータを国税庁が有していること、②当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能のこと、③当該データが電子化されていること、及び④所要のコストを活用側が負担できることの4つの条件を満たせば、活用は可能と考えており、今後も要請内容に応じて検討する意向である。【国税庁】

- 税務データについては、①納税地が事業所の所在地と異なるケースがあること、②個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名（屋号）と異なること、③出荷額と所得金額との相違等から、欠測値の推計や補完などに直接用いることは困難と認識している。【経済産業省】

(b) 漁船登録データの活用

- 2013年漁業センサスの実施計画に係る統計委員会への諮問（平成24年11月予定）の際に、検討結果を報告する予定である。現状では、漁船登録データを漁業センサスに活用する場合、機械的な照合が難しい等の課題があると認識している。【農林水産省】

(c) 固定資産課税台帳データの活用

- ・ 平成24年度中を目処に結論を得る見通しである。固定資産課税台帳は、各市町村が個々に整備・保有しているため、同台帳データの活用に際し、納税者の委任状の提出等、各市町村への手続面などの課題があり、次期の法人土地基本調査における活用は困難な状況にある。【国土交通省】
- また、各府省は、調査計画の策定に際し、行政記録情報等の有無及び活用の効果等を事前に調査・検討するとともに、総務省政策統括官における承認審査や内閣府統計委員会における諮問審議においても精査しているところである。
- なお、総務省では、「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を活用し、行政記録情報等の活用に関する環境整備に向けた取組を継続している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 各府省における行政記録情報等の活用実績については、着実に増加しており、また、行政記録情報等の有無等を調査・検討することを原則化したこともあるが、一定の効果は上がってきており、評価できる。ただし、行政記録情報等の活用を検討するに当たっては、当該情報の電子化等の状況や、活用のコスト・効果との関係にも留意が必要である。さらに、行政記録情報等を活用した統計の作成状況等についても、引き続き実態を把握することが必要である。
- 財務省及び経済産業省は、オーダーメード集計による税務データの活用について、①被調査者（申告者）の単位の相違、②データの定義概念の相違、③当該データの電子化の状況から「実施困難」と自己評価しているが、一方で、4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことも踏まえ、例えば地域や業種を限定するなど具体的データに基づいた継続的な検討が必要と整理する。
- また、農林水産省による漁業センサスへの漁船登録データの活用、及び国土交通省による法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用については、今後予定されている次期調査計画の諮問・答申に係る審議の場で精査を行うこととする。
- なお、行政記録情報等の活用に関する環境整備を検討する会議の設置については、会議の設置は「実施済」、会議における検討は「継続実施」との自己評価は、妥当と整理する。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 統計調査に行政記録情報等を活用することは、①統計調査環境の変化への対応、②統計精度の維持・向上、③報告者の負担軽減や④統計作成の簡

素・効率化という観点から極めて有効である。

- このため、各府省では、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、引き続き、不断の調査・検討が必要である。
- また、オーダーメード集計による税務データの活用については、国税庁から4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、各府省の統計部局においても、所管する統計へのオーダーメード集計による税務データの活用可能性を検討し、必要に応じて国税庁との具体的な調整を行うべきである。

③ 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 総務省では、諸外国等における品質評価の取組事例を参考に、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)を策定した上、平成22年度の各府省における試行結果を踏まえて同ガイドラインを改定している。なお、同ガイドラインでは、品質保証の取組は「品質表示」及び「品質評価」の取組から構成されている。
- 各府省では、同ガイドラインに基づいてホームページの見直し作業等を実施するなどして品質の表示の取組を進めているものの、品質の評価については作業中あるいは検討中という状況にある。
- また、公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表することに関して、総務省は、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月に決定し、各府省は、同指針を基に、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定・公表済みである(平成26年度公表予定の産業連関表については、平成24年度中に策定・公表予定。)。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

- 公的統計の品質保証に関するガイドラインについては既に策定されており、国連統計委員会において採択された「国家品質保証フレームワーク (THE GENERIC NATIONAL QUALITY ASSURANCE FRAMEWORK (NQAF))」の該当する部分との整合性も確保されていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。
- また、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手續等については、既に指針が策定され、当該指針に基づき各府省が内規を策定・公表していることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。なお、産業連関表に係る内規については、来年度の法施行状況報告の審議の際に確認することとする。

- ガイドラインに基づく公的統計の品質保証に関する取組については、品質の表示は取組が進んでいるものの、品質の評価の取組は更なる推進が必要である。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 公的統計における「品質保証 (Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。各府省は、このガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施するため、それぞれの府省の取組に関し、情報共有の場を設定するとともに、取組状況の公表などについても検討することが必要である。
- さらに、統計委員会から日本品質管理学会に対して行った研究要請を受けて、平成22年から同学会内に「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、検討が進められるなど、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。今後、総務省を中心として各府省は、ガイドラインに基づく取組状況も踏まえつつ、「統計・データの質マネジメント研究会」で得られつつある研究成果の活用について検討を進めることも必要である。

④ 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対応した統計データの提供等については、統計委員会においても、平成23年4月の委員長談話や、平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書において、①調査対象地域の一部除外などに伴う補完的、補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表・保存、③補完的、補足的な調査や推計の実施の際の行政記録情報や民間データの有効活用などを指摘している。
- この指摘を踏まえた各府省における取組状況を精査・整理した結果は、別表（p 43）のとおりである。さらに、各府省においては、調査結果により、被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供を実施している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力により、被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供や、統計

調査がほぼ震災以前の状態に復したことは評価できる。ただし、大規模災害時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。

- また、統計委員会委員長談話や平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書の指摘を踏まえ、①補完的・補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表が行われたものと考えられる。
- 一方、基本計画における緊急ニーズの対応については、大規模災害の発生を想定したものではなかったが、有効に機能したものと考えられる。ただし、将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況について、整理・保存しておくことが必要である。

(2) その他の審議課題

① 統計職員等の人材の育成・確保等

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計職員等の人材の育成・確保については、各府省で対応は異なるものの、①各種の研修の実施・受講、②統計の利用部局と作成部局間、他府省の統計関係部局との人事交流などに加え、③大学等との人事交流や統計関係の研究会等への外部有識者の活用、④学会の大会等への参加などの連携を実施している。また、外部有識者と統計の高度利用に関する共同研究を実施し、研究成果をリサーチペーパーとして公表している府省もある。さらに、国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、国際統計研修への派遣、国際統計関係会議への出席、国際機関や開発途上国への専門家派遣、国際プロジェクトの支援などを実施している。
- 一方、国の統計職員数については、平成21年度の3,903人から平成24年度には2,030人に減少している。この主な要因は、農林水産省において、統計に関する事務を分掌する機関として設置されていた統計・情報センター等が廃止され、新たな機関においてスタッフ制で業務を行うこととなったことによるものであるが、必要な統計の作成には支障が生じないように対応している。
- なお、統計調査員の効率的な活用を図るため、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、該当する農林水産省において、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認した上で、必要に応じて情報提供を行う仕組みを構築している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 統計職員の人材の育成・確保については、各府省の実情や特性に応じ、

様々な取組が行われており、中でも、大学等との人事交流、学会の大会等への参加、総務省統計研修所の活用については着実に実績が増加している。また、例えば、外部有識者との共同研究の実施や、総務省統計研修所における通信研修、地方研修の実施などニーズを踏まえた見直しも行われていることは評価できる。

- 一方で、国の統計職員については、国の行政機関の定員増が厳しく抑制されている環境の中で、質的な維持・向上の重要性が従前にも増して高まっている。このため、各府省では、多面的かつ積極的に統計職員の人材の育成・確保に関する様々な取組を進めていることは一定の評価ができるものの、これらの取組のうち効果を上げているものを一層推進することや、取組の進捗状況を具体的に把握する方策等についても検討が必要である。ただし、この検討に際しては、各府省における人事管理の実情を踏まえつつ、実効性や公務員制度等との整合性にも留意することが必要である。
- また、各府省は、国際的な対応力の強化という観点から、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させる方策についても検討が必要である。
- さらに、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することの可否を含めた検討については、専門家集団を編成する人的な余力がなく、また、各府省からニーズが示されていないということもあって、既存のスキームの活用により同等の役割・効果を果たすとの整理になっているが、専門的知識を有する中核的職員の育成という観点からの取組とともに、統計実務に関する知識を有する外部有識者の活用なども含め、中長期的な検討が必要である。
- なお、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、既に必要に応じて情報提供が行われていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。

② 民間事業者の活用

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 統計調査への民間事業者の活用については、基本計画の指摘を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)を平成22年3月に改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示するとともに、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更した。
- また、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」を設置し、各府省間の情報交換を実施するとともに、各府省と統計調査業務に關係する民間事業者やその団体との意見交換を実施し、民間事業者に

における統計調査業務の履行能力や活用に当たっての課題等を把握している。

- こうした状況の中、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託の状況については、平成23年度は、222統計調査中185統計調査において、何らかの事務で民間事業者が活用されており、その割合は、平成21年度は76.7%、平成22年度は79.9%、平成23年度は83.3%と、年々増加傾向にある。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 民間事業者を活用している統計調査の割合は年々増加する傾向にあり、特に統計事務の種類では、データ入力、符号、チェック等の入力・集計業務や、実査準備の民間委託の割合が高いという状況にある。各府省は、これら民間事業者が優れたノウハウを持つ分野において、効率的な統計の作成・提供を進める観点から、引き続き民間事業者を積極的に活用することが必要である。ただし、企画立案業務等の中核的業務は、国が自ら行うこととが適当であることにも留意が必要である。
- また、各府省は、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、関係府省間の情報交換や、統計調査業務に関する民間事業者やその団体との意見交換を今後も継続して実施し、民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善を図ることが必要である。さらに、民間事業者の活用に当たっては、業務の見直しも含めて検討することも必要である。
- なお、民間事業者活用ガイドラインについては、基本計画で指摘された事項は既にガイドラインに反映されており、更なる改定の余地は乏しいものと考えられることから、ガイドラインの改定に関する「実施済」との自己評価は妥当と整理する。

③ 統計基準の設定

(ア) 施策の進捗状況報告等

- 「日本標準職業分類」、「指数の基準時に関する統計基準」、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」については、既に統計委員会での審議、答申を経て、統計基準として設定・公示済みである。
- 「日本標準商品分類」を新たに統計基準として設定することの可否については、総務省を中心とする関係府省等による検討の結果、①統計調査において、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、②国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、一次統計側の分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、③現状では、国際的に求められる詳細度が低く、国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないことか

ら、現時点では統計基準化の必要性が乏しく、統計基準としての設定は行わないとの結論である。ただし、現行の日本標準商品分類は、前回の改定から20年以上経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことについて、平成25年頃から27年にかけて実施する予定である。

- また、従業上の地位に係る分類の在り方については、総務省が関係府省から情報提供等の協力を得て検討した結果、①我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、②我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したことなどから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低いとの結論である。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価及び今後の施策の方向性等についての基本的考え方

- 「日本標準職業分類」、「指標の基準時に関する統計基準」、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」については、既に統計委員会の審議を経て公示済みであり、「実施済」との評価は妥当と整理する。
- 「日本標準商品分類」及び「従業上の地位に係る分類」を新たに統計基準として設定することの可否については、関係府省による慎重な検討を踏まえた結論であることから、統計基準として設定しないとの結論は、妥当と整理する。
- ただし、総務省は、関係府省の協力を得て、予定どおりに商品分類の内容の見直しを着実に進めることなどが必要である。

別表 東日本大震災における統計データの提供等に関する各府省の主な取組状況
－平成22年度審議結果報告書の指摘事項を中心として－

	各府省における取組状況例	該当調査名（所管府省名）
補完推計・補完調査の実施	◇ 被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表。	労働力調査（総務省）
	◇ 平成23年度の数値について、平成18年度から22年度及び24年度の6時点の数値を用いて、回帰式により推計した値を参考値として公表予定	学校保健統計調査（文部科学省）
	◇ 被災地における補完調査（一般統計調査）を実施中であり、その結果は参考値として公表予定	社会教育調査（文部科学省）
	◇ 大規模な標本工場が最終的に廃業したことから、月次の遡及調査は不可能となったものの、年次調査において月次データが欠落している県を含め年間生産量等を公表	木材統計調査（農林水産省）
特別な措置を講じた場合の公表等	◇ 調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供	個人企業経済調査等（総務省等）
	◇ 被災3県の有効回答率が若干低下し、調査結果がやや高めあるいは低めに推計されている可能性があるため、その旨を利用上の注意に記載	毎月勤労統計調査（厚生労働省）
	◇ 平成22年の調査結果について、回収した調査票が一部流失又は疑義照会が困難となつたため、これらの客体の倍率を、同一県内の他の客体に振り分けることにより推計し、公表	農業経営統計調査（農林水産省）
	◇ 一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表	作物統計調査等（農林水産省等）
その他	◇ 調査対象地域を除外することなく、被災地の全ての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果を基に推計。また、連絡が取れない事業所のデータは、生産量をゼロと仮定して集計・公表	生産動態統計調査（経済産業省）
	◇ 営業日数と販売の関連が高いため、調査票の提出がなかった事業所について日割り推計を実施	商業動態統計調査（経済産業省）

(注) 第3ワーキンググループ審議結果より作成。

III　まとめ

1　統計委員会における検討結果

今般の審議は、新統計法下における初めての基本計画の計画期間の中間年である平成23年度の取組を対象としたことから、同計画に基づく取組の進捗状況の評価と今後の展望を重視して行った。また、東日本大震災に係る統計データの提供等の措置状況も視野に入れて審議を行った。

この審議の詳細な経過、結論等については、I、IIにおいて述べた。

基本計画に盛り込まれた事項について、各府省は真摯に取り組んでおり、総じて言えば、成果を上げつつあると評価してよいと、当委員会は判断した。具体的には、各府省が「実施済」（「一部実施済」等を含む。）と自己評価している79事項のうち52事項（実施済と自己評価した事項の66%）については、各ワーキンググループにおける精査の結果、自己評価は妥当と整理された（資料3参照）。「継続実施」又は「実施予定」と自己評価した74事項についても、自己評価が明らかに妥当性を欠くという例は認められなかった。

その一方で、①各府省が「実施済」と自己評価しているものの、なお引き続き取り組むことが必要と考えられる事項や、時間の関係で十分に審議できなかったり、担当府省の説明では現状の把握や評価が十分に行えず、今後改めての審議を要する事項（22事項）も見られたほか、②「実施困難」と自己評価している7事項についても、更なる検討の余地があると考えられるものがあるなど、継続的な取組が必要な事項が見られた。

特に、当委員会は、以下のような府省横断的な重要事項については、関係府省が協力して推進することが必要と考えられることから、政府一体となった取組を期待したい。

- 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備の充実
- 「政府統一ロゴタイプ」の定着・普及を通じた統計に対する国民・企業等の理解促進
- 行政記録情報の利活用
- e-Statの利便性の向上及び二次的利用の促進
- 東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応の整理等

なお、平成23年度統計法施行状況報告においては、統計調査の実施過程で統計の信頼性を失わせかねない事案が報告されている（p 236、資料43）。当委員会としては、統計に対する信頼性向上のため、関係府省及び地方公共団体等の統計調査関係者がこのような事案の再発防止に努めることを求めたい。

2 次期基本計画に向けて

今回の法施行状況審議においては、重点的な審議課題として設定した事項を中心とし、時間的な制約もある中で、可能な限り網羅的に取組状況の精査を行った。

その審議の結果、前述1のとおり、総体的には基本計画の成果が得られつつあると考えられるものの、なお継続的な取組を要するものもある。そして、そのようなものについては、この報告書の中で今後取り組むべき方向を、できる限り具体的に指摘した。

当委員会としては、この報告書を取りまとめるに当たり、各府省に対して、今回の指摘や基本計画の方向性を踏まえ、更なる取組・努力を求めたい。当委員会としても、この報告書に具体的に指摘した事項等について、次期基本計画も視野に入れた各府省の今後の取組と成果を注視することとする。

当委員会としては、国民の求める統計の一層の発展のため、次期基本計画の策定に資するべく、その役割を果たしていく所存である。

